

公益認定等委員会だより



法人番号制度導入に伴い、「公益法人information」を改修しましたので、主な改修点と今後の申請書類作成時の注意点について御紹介いたします。(関連記事2ページ)

「民による公益の増進」のためのラウンドテーブルを開催しました。(関連記事4ページ)

放送文化基金賞贈呈式の様子



※詳しくはP.5を御覧ください。

制作者フォーラムの様子

公益法人の活動紹介

53

目次

- P.2 法人番号制度導入に伴う「公益法人information」改修のお知らせ
～主な改修点と今後の注意点～
- P.3 公益法人の「収支相償」について
- P.4 「民による公益の増進」のためのラウンドテーブル
- P.5 法人の活動紹介
公益財団法人放送文化基金
- P.6 申請サポートに関する情報・その他お知らせ

■公益財団法人放送文化基金

放送に関する調査研究や事業等への助成を行い、優れた番組や個人・グループの表彰、放送分野の人材育成の支援等、放送文化の発展向上に寄与する法人です。

2月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		税額控除法人数		
内閣府	社 団	788	113	854
	財 団	1,594	308	912
都道府県	社 団	3,343	103	4,984
	財 団	3,689	418	3,108
合 計		9,414	942	9,858

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成28年2月29日現在)

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続についてはホームページを御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



内閣府



法人番号制度導入に伴う「公益法人information」改修のお知らせ

～主な改修点と今後の注意点～

法人番号制度の導入に伴い、「公益法人information」の改修を行いましたので、主な改修点と今後の申請書類作成時の注意点について御紹介します。

主な改修点 その1 公益法人等の検索を始めとした検索機能において、法人番号の入力による検索が可能となりました。

公益法人等の検索画面

国・都道府県公式公益法人行政統合情報サイト

公益法人 information

ホーム 公益法人等の検索

公益法人等の検索

法人区分: すべて 法人番号: 法人コード: 特例民法法人の検索はこちら

法人の名称 ※ 住所 ※ 事業の種類 選択 事業の概要 ※

※のある項目は複数検索ができます。(AND条件は半角 and、OR条件は半角 or 又は半角空白でキーワードを区切ります。項目間はAND条件となります。キーワードは10項目以内、入力文字数はand等を含む100文字以内となります。)

条件クリア

行政庁 ☒ すべて

☐ 内閣府	☐ 北海道	☐ 青森県	☐ 岩手県	☐ 宮城県	☐ 秋田県	☐ 山形県	☐ 福島県
☐ 茨城県	☐ 栃木県	☐ 群馬県	☐ 埼玉県	☐ 千葉県	☐ 東京都	☐ 神奈川県	
☐ 新潟県	☐ 山梨県	☐ 長野県	☐ 富山県	☐ 石川県	☐ 福井県	☐ 岐阜県	☐ 静岡県
☐ 愛知県	☐ 三重県	☐ 滋賀県	☐ 京都府	☐ 大阪府	☐ 兵庫県	☐ 奈良県	☐ 和歌山県
☐ 鳥取県	☐ 島根県	☐ 岡山県	☐ 広島県	☐ 山口県	☐ 徳島県	☐ 香川県	☐ 愛媛県
☐ 高知県	☐ 福岡県	☐ 佐賀県	☐ 長崎県	☐ 熊本県	☐ 大分県	☐ 宮崎県	☐ 鹿児島県
☐ 沖縄県							

その2 公示・公表のお知らせ、法人情報の詳細など、個別の法人についてのページの法人名称に法人番号を併記しました。

公示画面例

国・都道府県公式公益法人行政統合情報サイト

公益法人 information

ホーム 内閣府 公示・公表詳細

公示・公表詳細

法人番号(JCN) : 1234567890123
法人コード : A0000000
法人の名称 : 公益財団法人●●●●

アイコン説明: 保存もしくは、別ウィンドウで開く

【公示】一般財団法人●●●●【公益認定】

決定文 [【公示】一般財団法人●●●●【公益認定】\(PDF:0.1MB\)](#)

申請書類作成時の
注意点

電子申請システムにおける
「法人名称」及び「主たる事務所の所在地」の入力について

これまで登記簿記載
事項に準拠すること
としていました。

これからは

国税庁の「法人番号公表サイト(※)」で
公表されている「法人名称」及び「主たる
事務所の所在地」の表記とそろえて入力
してください。

※ 法人番号公表サイト(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)にアクセスすると、法人番号や法人名称の入力により、基本3情報(法人の名称、所在地、法人番号)を検索することができます。

公益法人の「収支相償」について

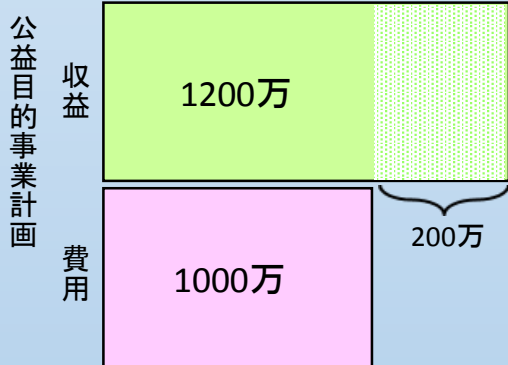
- 公益法人が利益を内部に溜めずに、公益目的事業に充てるべき財源を最大限活用して、無償・格安でサービスを提供し、受益者を広げようとするものです。
- 公益法人が受けている税制優遇の重要な基礎となっています。

収支相償の例

(注) 収支相償の判断は、事業単位（第一段階）と全体（第二段階）の2つが必要（事業がひとつの場合は第二段階からの判定）。
下記は、第二段階で判断する場合の例示です。

【収益＞費用】の場合

このままでは
収 支 相 償 を
満 た し て い な い



各事業年度の計算書類等に基づいて、収支の均衡を判定しますが、左記の場合であっても、以下の対応例により、中長期的に収支が均衡することが確認されれば、収支相償を満たすものとされます。

必ず翌年度までに無理に費消しなければならないというものではありません。

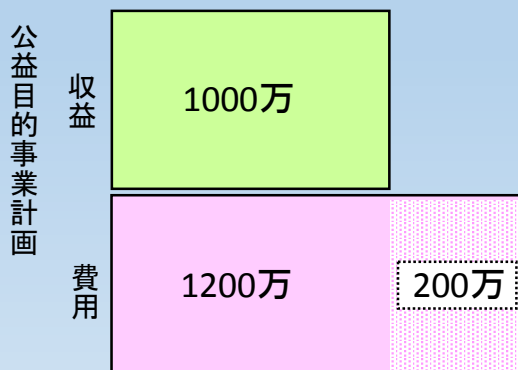
解消計画をじっくり検討していただき、翌々年度に解消することも可能です。

対応例

- ・ **特定費用準備資金の積立**
ex. 将来の公益目的事業の拡大
- ・ **資産取得資金の積立**
ex. 公益目的に使用する建物の修繕積立金
- ・ **当期の公益目的保有財産の取得**
ex. 公益目的に使用する什器備品（例：医療機器）の購入 等

【収益＜費用】の場合

収支相償を満たしている



「民による公益の増進」のためのラウンドテーブル

公益認定等委員会委員と公益法人関係者とが、「民による公益の増進」を目標として、相互に情報発信や意見交換を行い、互いの意識等について理解を深める活動である「法人との対話」の一環として、去る2月3日、法人関係者とのラウンドテーブルを開催しました。その概要をお伝えします。

出席者 旧民法法人から公益認定を受けた法人だけでなく、一般法人から新規に公益認定を受けた法人や、旧民法法人からいったん一般法人に移行して改めて公益認定を受けた法人、NPO法人から一般法人を経て公益法人となった法人など、さまざまな法人形態をたどってきた公益法人の役員の方に御参加いただきました。



(法人側)

神川晃	公益社団法人	日本小児科医会副会長
坂野康郎	公益財団法人	日本対がん協会業務執行理事兼事務局長
仲田章	公益社団法人	3.11震災孤児遺児文化・スポーツ支援機構常任理事
藤井隆太	公益社団法人	東京生薬協会会長
横浜信一	公益財団法人	スペシャルオリンピックス日本理事

(公益認定等委員会)

山下徹委員長、雨宮孝子委員長代理、門野泉委員、小森幹夫委員、恵小百合委員

議題:「公益の増進を図る法人形態の選択と組織の経営管理力の充実」



意見交換

テーマ1 法人形態の選択に当たり検討した点

- ・ 公益法人制度改革により、公益法人が作りやすくなったことが選択のきっかけ。元々NPOであったが会員が全国において意思決定に時間がかかる。ガバナンスを確保しつつ事業運営の機動性を確保したいと思い、財団になろうと考えた。
- ・ 一般法人だと寄附を集めるのが難しい。寄附者である会員に対し、税の控除という形でお返しができるため、公益法人になりたいと思った。
- ・ 事業規模が大きくなり大きなお金を集めることになると、公の監督に服し、公正に運営していくことが適切であると考えた。寄附募集や事業内容の説明の際、「公益」を冠した法人の名は、世間一般において信用の裏付けとなる。



意見交換の様子

テーマ2 法人形態の変更に当たり必要となった能力

- ・ 法令関係に無縁で自らの法人の定款を読んだことのない役員もいたが、法令担当を置き、理事会等では定款の条文や規則上の根拠を示して説明するようにした。
- ・ 5年後にどういった法人になりたいかのビジョンを策定し、そのためにやっていきたいことのロードマップを作った。新任の理事にはそれらを用いて全体の位置づけが分かるよう説明し、各理事は専門を生かした担当制とした。
- ・ 事務局もきちんと透明性を持ってやっているが、専門性の高い事業分野であることや、公益法人なので間違いがあつてはいけないということで税理士や司法書士を活用した。



テーマ3 今後の法人運営に当たり充実すべき点

- ・ ガバナンスは非常に大事。役員・職員の研修に取り組みたい。
- ・ 寄附金は一銭たりとも無駄にしない気持ちで公益のために使っていきたい。例えば、企業出身の者が企業にいた時と同じ感覚で交際費を使うことなどが無いよう、役員・職員に常々話をしていくことが一番重要と考えている。
- ・ 執行役員については、法人内の各分野の業務をよく分かっている者が就くシステムをとっているが、日常は、事務局とメール・電話でのやりとりになるので、事務局がしっかりしていないと機能しない。対外的な情報も内部の情報も全て、事務局を通してながらオープンにすることにより、理事が監督できるようにしている。また、PDCAサイクルを回すことにより、理事が互いの能力を高めていくという形が必要と考えている。
- ・ 事務局については、事務をバックアップしている専門家(公認会計士、司法書士、社労士等)とのやりとりの中で、能力を研ぎ澄ませていくことを期待している。
- ・ 事務局員がベテランと新人に二極化しがち。組織にある種のカルチャーがあり、志があっても組織に溶け込めず新しく入った人が辞めていってしまう。公益法人で働きたいという優秀な人が増えているので、育成方針や給料を含め、キャリアパスを示していきたい。高い給料を払ってでも良い人材を確保したいと考え始めている。





放送文化基金は、広く放送文化の発展向上に寄与することを目的に、1974年（昭和49年）に設立され、2011年（平成23年）公益財団法人に移行しました。今年2月で設立から丸42年になりました。

主な事業は、放送番組などへの表彰事業（放送文化基金賞）、放送に関する調査・研究などへの助成事業、若手番組制作者への人材育成支援事業（制作者フォーラム）で、財源は全て基本財産（120億円）等の運用益で行なっています。

事業概要



表彰

放送文化基金賞は「番組部門」と「個人・グループ部門」の2部門があり、毎年4月に放送局やプロダクションの団体から応募・推薦されたものを審査した後、賞を決定しています。



第41回放送文化基金賞（平成27年度）は、250件の応募・推薦があり、そのうち28件の番組等が受賞しました。
主な受賞作品は、「相棒season13」「ETV特集 薬禍の歳月～サリドマイド事件・50年～」 「しくじり先生 俺みたいになるな！」等で、ドラマ部門では、俳優の宮沢りえさん柄本明さんに演技賞が贈られました。
放送文化基金賞贈呈式は、平成27年7月ホテルオークラ東京に350人が出席して行なわれました。

個人・グループ部門

放送や放送技術に関連した顕著な業績をあげた個人・グループ

番組部門

テレビドキュメンタリー、テレビドラマ、テレビエンターテインメント、ラジオ番組の4分野



助成

「技術開発」と「人文社会・文化」の2部門があり、毎年9月に公募を行ない、審査の後助成を決定しています。研究期間は翌年4月から1年間となっています。
平成27年度は115件の申請があり、このうち45件に対して総額約6000万円を助成します。因みに、これまでの助成金累計は、3800件、基本財産を上回る123億円となっています。

また、助成したプロジェクトの成果については、ホームページを使い一般に公表するとともに3月の助成金贈呈式と同時開催している研究報告会でも発表しています。

制作者フォーラム

民放、NHKという組織や系列、地域の枠を超えて番組制作者同士の自由な意見の交換、交流の場を設け、人材育成を図る目的で、全国の4つの地区でフォーラムを開催しています。

4地区の内2地区は毎年、2地区は隔年で開催しており、平成27年度は11月九州・沖縄制作者フォーラム（福岡開催35局90名参加）、12月に北日本制作者フォーラム（山形開催40局160名参加）を開催。当日は、若手制作者のミニ番組コンテストやトークセッション、パネルディスカッション等が行なわれました。





公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人

●民間の専門家を活用した相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。3月予定は下記のとおりです。

◆3月16日（水）東京で開催予定

（※詳細は「公益法人information」を御覧ください。）

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。
※謝金は不要です。

テーマ別セミナーの開催

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

■次回の開催内容は検討中

●詳細が定まりましたら「公益法人information」に掲載します。

<https://www.koeiki-info.go.jp/>

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp



お知らせ

内閣府では、Facebook、Twitterを通じた情報発信を行っています。「公益法人information」トップページの最下部に掲載されている画像をクリックして御覧ください。



内閣府公益法人
Facebook



内閣府公益法人
Twitter

募集

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在は、96法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

トップ画面

公益法人information ホームページ

ここをクリック

「公益法人information」トップページ【公益法人とは】から、公益法人の活動紹介を御覧ください。

検索したい分野をクリック

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話：03-5403-9524

e-mail: koueki-info@cao.go.jp

